

平成15・16年度 「帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域」最終報告書

都道府県名：福岡県

市区町村名：北九州市

研究主題： 帰国・外国人児童生徒と他の児童生徒が互いのよさを認め合い、共に生きる国際理解教育の推進

(趣旨)： 本市では、平成元年度より5期10年間に亘って文部省の帰国子女教育受入推進地域の指定を受け、帰国児童生徒の受入体制の充実を図りながら、国際理解教育の研究を推進してきた。しかし、近年、外国人児童生徒数が増加したことから平成11年度より外国人子女教育受入推進地域指定を受け、相談体制の充実や「受入マニュアル」の作成等、帰国・外国人児童生徒の受入体制の充実や「ふれあい国際交流教室」の実施等特性の保持伸長、及び日本語指導員と連携した外国人児童生徒への日本語指導を含む適応指導の充実に取り組んできた。

この研究を受け、今後さらにそれらの充実・発展を目指すとともに、帰国・外国人児童生徒と他の児童生徒が互いのよさを認め合い、共に生きる資質や能力の育成をめざした国際理解教育の実践研究を深めることをねらいとする。

国際化推進地域の概要

1. 平成16年9月1日現在の在籍児童生徒数

帰国児童生徒数	107人
中国等帰国児童生徒数	10人
日本語指導が必要な外国人児童生徒数	40人

「帰国児童生徒」欄には、海外に1年以上在留した人数

2. 地域の特色(帰国・外国人児童生徒の分布状況等の概要)

本市及び周辺部には、海外進出をしている企業や、北九州市立大学、産業医科大学、九州工業大学など、海外の大学や研究機関等と交流を行なっている大学が多く、北九州市輸入促進センター及びそれにかかわる外国企業の進出等も加わり、外国人児童生徒数が増加傾向にある。

昭和62年3月発行の北九州市教育委員会編集の「帰国子女教育の手引き」に、北九州市における帰国子女教育の具体的な目標が4項目示されている。

帰国子女教育を「国際理解教育」の一環としてすすめる。

帰国子女を本市の学校教育に適応させる。

海外で習得した言語や国際理解の素養などを利点として学校教育に生かす。

帰国子女との交流を通して他の児童・生徒の国際性を育てる。

昭和61年6月現在の北九州市の帰国子女数は126人(小学生100人・中学生26人)であった。その帰国子女と保護者の海外での就学の感想は、「外国の友達ができた」「外国の暮らしや生活習慣が身に付いた」「異文化を体験し国際感覚が身に付いた」「外国語の力が身に付いた」というものが多く、その成果を認めていた。ところが、様々な悩みや不安を抱えてもいた。中でももっとも大きな悩みは、適応教育の問題であった。

このことから、本市ではこの適応教育(現在は適応指導という)を大きな課題として取り組み、言語や教科の学習指導については、その子女の教育歴や実態に応じて随時、個別指導を取り入れ、生活適応と学習適応の両面から指導していく配慮がされるようになった。これが本市の日本語指導の発足である。しかし、帰国子女を本市の学校教育に適応させることを急務とし、帰国子女の特性をのばす教育の工夫や他の児童生徒に国際性を育てる教育への努力が忘れられる傾向にあるので、教師の研修、各学校の教育活動における帰国子女の位置付けの検討な

どが研究課題として挙げられていた。

ただし、昭和62年3月発行の北九州市教育委員会編集の「帰国子女教育の手引き」には、海外での異文化体験を生かす指導（生活体験発表会、新聞・ビデオ・スライドによる外国紹介等）も掲載されており、他の児童・生徒に異文化に対する目を開かせようとしていた。さらに、異文化の体験をその児童・生徒自身の中で育てていく指導（英語クラブのリーダーを経験させたり、外国の友達との文通や「国際理解教育の集い」に参加させたりすること等）にも配慮され、その能力や国際感覚を埋没させることなく国際性をさらに伸ばしていくことにも努力していた。

昭和62年度から平成元年度までの3年間、北九州市教育委員会の研究委嘱を受けた北九州市立A中学校において「国際性を育成する教育活動の研究」をテーマとする研究が行われた。この研究では「国際性」を「国際社会に適応する能力・資質」と考え、国際性育成の教育の基礎理論の確立と国際性教育における実践指標の手がかりを得ようとしたものであった。この研究を出発点として、北九州市の国際理解教育研究が本格的に始まったと考えられる。北九州市では、平成元年度より文部省の帰国子女教育受入推進地域指定を受けている。これに伴って日本語指導員の派遣事業が発足した。当時（平成元年度～平成10年度まで）は、日本語指導員が2名だったが、日本語指導が必要な外国人の増加に伴い平成11年度より日本語指導員が4名に増員され、現在に至っている。

第1期（平成元年・2年度）、第2期（平成3・4年度）、第3期（平成5・6年度）、第4期（平成7・8年度）、第5期（平成9・10年度）と継続して5期10年間に亘り、文部省より帰国子女教育受入推進地域指定を受けた。

平成11・12年度には文部省より外国人子女教育受入推進地域指定を受けた。

平成13・14年度及び平成15・16年度には文部科学省より帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域指定を受けて研究に取り組んできた。

3. 帰国・外国人児童生徒の実態（母語、在日期间、日本語能力の程度、学校生活の適応状況等の概要）

本市では、国際化推進センター校を中心に帰国・外国人児童生徒の適応指導及び日本語指導に取り組んでいる。国際化推進センター校（以下「センター校」と表記）は、小学校2校・中学校1校の合計3校である。3校は、それぞれ日本語指導専任教員（以下「専任教員」と表記）が配属され、専任教員が中心となって、帰国・外国人児童生徒の適応指導と日本語指導を実施している。

本市では、帰国児童生徒が107名、外国人児童生徒が9月1日現在で112名在籍しており、その内、日本語指導が必要な児童生徒数は、40名である。来日した児童生徒の内、センター校を希望する児童生徒については、学区外からでも受け入れるようにし、適応指導、日本語指導の充実を図っている。それ以外の児童生徒については、学区にある学校へ通いながらセンター校の専任教員との連携の下、派遣された日本語指導員の協力を得ながら適応指導を受けている。ほとんどの生徒は、3ヶ月から半年で生活言語を使えるようになり、学校に適応できるようになる。しかし、教科で必要な言語の獲得までは、個人差もあるが、2～3年間の指導を要する。教科で必要な言語をどのように身に付けさせていくかがこれからの課題である。

適応指導に関しては、次の3点の適応指導を実施している。

(1) 帰国・外国人児童生徒への適応指導

主に、各センター校に設置している帰国・外国人児童生徒教育推進のための教室で、帰国・外国人児童生徒の様々な精神的な不安や願いなどを受け止めるカウンセリングを実施している。学校生活や家庭生活でのとまどいやジレンマなどを専任教員が受け止め、学級担任や養護教諭の協力の下、問題を解決するようにしている。個々の児童生徒によりタイプが異なるが、日本での生活や友達に慣れる過程でどのように児童生徒にかかわっていくとよいか日々研究を重ねて取り組んでいる。

(2) 帰国・外国人児童生徒の周りの児童生徒への適応指導

帰国・外国人児童生徒と共に周りの児童生徒が成長する過程で、周りの児童生徒への適応指導を実施している。日本の習慣や生活を教えたり、日本語を教えたり、帰国・外国人

児童生徒の母語を習ったりする中で互いの文化の違いに触れ、理解し合うように指導している。

(3) 帰国・外国人児童生徒の保護者への適応指導

帰国・来日したばかりの帰国・外国人児童生徒の保護者自身が、まず日本の生活や習慣に適応することが、児童生徒の精神的な安定に繋がるという考えのもと、帰国・外国人児童生徒の保護者への適応指導（主に相談活動）を実施している。このような取組のもと、帰国・外国人児童生徒は日本の生活に適応している。

日本語指導については、次の2つの日本語指導を実施している。

(1) 専任教員による日本語指導

(2) 日本語指導員による日本語指導

また、日本語指導の方法としては、次の2つの方法で実施している。

(1) 一斉指導の中での個別指導による日本語指導

(2) 取り出しによる日本語指導

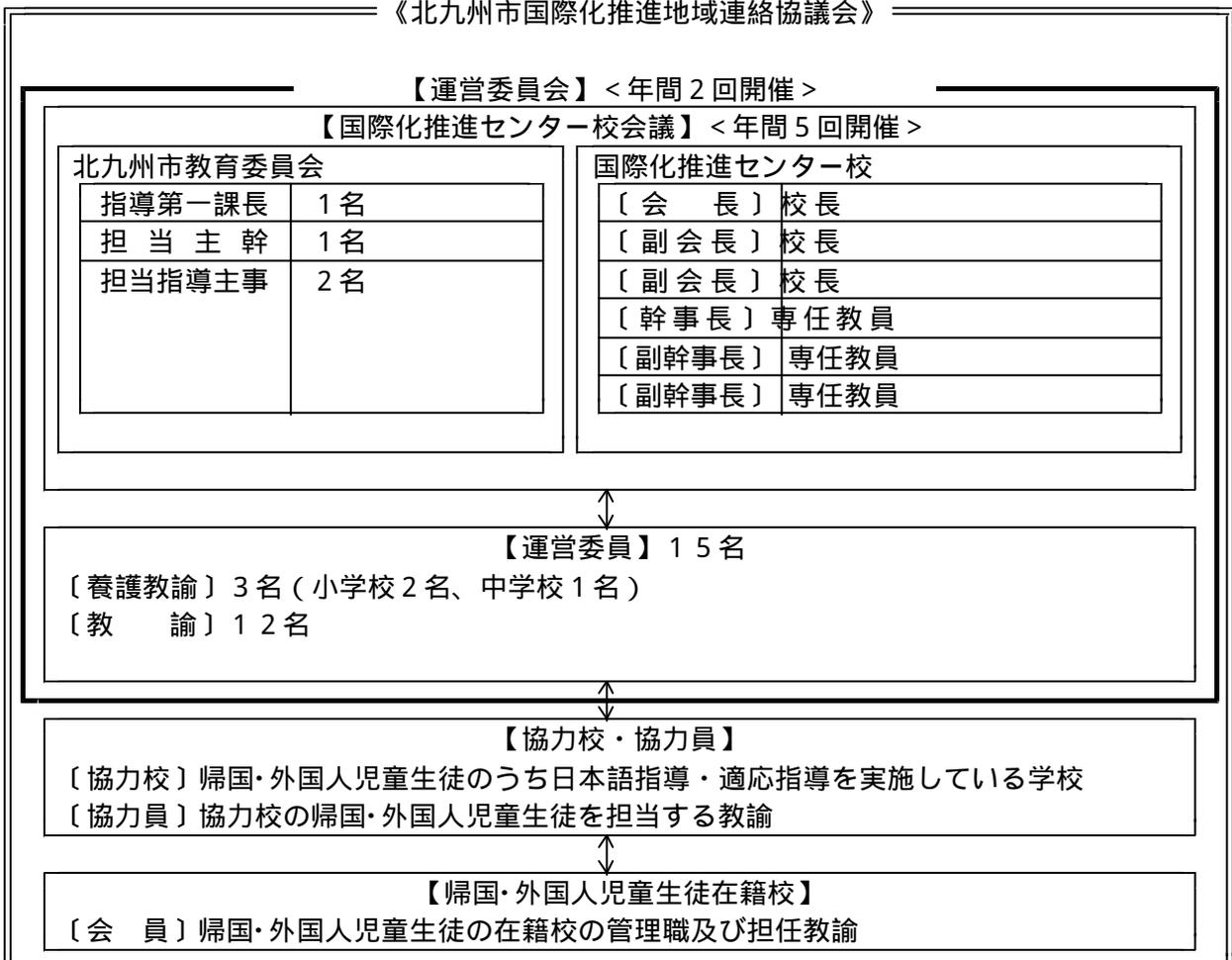
これらの指導により個人差はあるが、3ヶ月で日常会話ができるようになることを目標として日本語指導をしている。ほぼどの子どももこの目標で成果をあげている。学習言語については個人差に応じて目標を設定して、取り組んでいる。受験を控えた中学生には、受験を目標とした日本語指導も実施している。

国際化推進地域における体制の整備

1. 国際化推進地域連絡協議会の概要

(1) 構成員及び各構成員の連絡橋議会内における役割

《北九州市国際化推進地域連絡協議会》



(2) 協議会における活動内容と成果

北九州市帰国・外国人児童生徒教育連絡協議会の開催
年間2回

内容

- ・ 帰国・外国人児童生徒教育の推進について
- ・ 日本語指導員の実践報告
- ・ センター校専任教員の実践報告等

帰国・外国人児童生徒の実態調査

5月に実態調査を実施するとともに、区役所市民課、区役所子ども・家庭相談コーナー、学校教育部、センター校が連携し、5月以降の転入、転出の状況を把握している。

帰国・外国人児童生徒の受け入れマニュアルの活用

- ・ 帰国・外国人児童生徒が転入してきたときの学校側の配慮事項や実態把握等ための必要書類、日本語指導の在り方等を示したマニュアルを各学校へ配付（平成16年3月25日配付）しているのでこれを活用する。
- ・ 中国人児童生徒の保護者へ連絡する学校の連絡文書中国語対訳集（学校保健編・第2部）を作成し、各学校へ配付した。第1部は、平成13年3月に配布済み。
- ・ 平成15・16年度「帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域」指定事業報告書及び家庭への連絡文書英語対訳集を作成し、各学校へ配布する。

ふれあい国際交流教室の運営（年4回実施）

目的

集団活動を通じて帰国児童生徒・外国人児童生徒が交流を深め、帰国・外国人児童生徒の特性の保持伸長を図ることを目的とする。

- ・ 第1回 開級式・自己紹介ゲーム等 6月
- ・ 第2回 インターナショナルキャンプ（玄海青年の家） 8月
- ・ 第3回 マイタウン・スタディーウォーク（門司港レトロ地区）10月
- ・ 第4回 閉級式・世界の遊び紹介 12月

国際理解教育の推進

- ・ 帰国・外国人児童生徒と共に進める国際化の推進
- ・ 帰国・外国人児童生徒を生かした国際理解教育の実践

帰国・外国人児童生徒の適応指導及び相談

- ・ 区役所まちづくり推進課、学校教育部、センター校の連携
- ・ 帰国・外国人児童生徒教育に関する資料の収集・提供
- ・ センター校通信の発行（毎月）

協議会設置の効果

ふれあい国際交流教室の一環として行った「インターナショナルキャンプ」は、帰国・外国人児童生徒、及びその保護者のより一層の交流を深める場を提供するものとなった。

「帰国・外国人児童生徒受入マニュアル[改訂版]（平成16年3月）」、及び「家庭への連絡文書中国語対訳集」、「北九州市学校案内[中国語版]（平成14年3月）」の作成と各学校への配布は、帰国・外国人児童生徒受け入れの各学校への円滑化を促すものとなった。

日本語指導員の人数の増加により、対応する言語（中国語・スペイン語・英語・タガログ等）が増えた。そのため、帰国・外国人児童生徒の学校や学級生活への適応を早めた。

平成12年度から「ふれあい国際交流教室」は、帰国・来日3年以内の北九州市の学校に通う児童生徒に限らず、様々な学校（国立、市立、私立）の児童生徒や日本人児童生徒が参加し、交流の輪が広がった。

「センター校通信」や「ふれあい国際交流教室通信」の発行は、本連絡協議会の事業内容等について、全市の教職員への周知を促した。

北九州市帰国・外国人児童生徒教育連絡協議会の組織ができるとともに、仕事内容が明確になり、各業務が機能してきた。

ふれあい国際交流教室では、児童生徒の参加や保護者の参加が増え、交流が進んでいる。

専任教員、日本語指導員の活躍で、外国人児童生徒の日本語指導が充実し、学校への適応がスムーズに行われている。

2. 国際化推進センター校の概要

学校名：		担当教員氏名：			
TEL：		FAX：			
住所：					
HP：					
	帰国児童生徒	5人			
	外国人児童生徒	スペイン語	2人	その他	人
		英語	2人		
		韓国語	3人		
		中国語	5人		

学校名：		担当教員氏名：			
TEL：		FAX：			
住所：					
HP：					
	帰国児童生徒	3人			
	外国人児童生徒	英語	1人	その他	人
		ロシア語	1人		
		韓国語	2人		
			人		

学校名：		担当教員氏名：			
TEL：		FAX：			
住所：					
HP：					
	帰国児童生徒	2人			
	外国人児童生徒	中国語	3人	その他	人
		タガログ語	3人		
		韓国語	1人		
		英語	1人		

3. 国際化推進センター校での指導内容等

日本語能力	指導を開始してからの期間	年齢	指導内容
日常会話以外（教科学習等）も可	24ヶ月 9ヶ月	6才～ 7才 7才	学習言語の指導をしている。 ・国語：教科書の内容の補説、作文指導等を行っている。 ・生活科：相互交流をするときの支援を行っている。 週3回、専任教員が取り出して文字の獲得の補充指導や

能	21ヶ月	7才 ～ 8才	学習補充指導をしている。 放課後に専任教員が取り出して算数の文章題、国語の学習の補充指導や日記指導をしている。
	36ヶ月	7才 ～ 9才	週1回、専任教員が学習言語の習得や補充指導を行っている。
	6ヶ月	10才	週3回、国庫非常勤講師による日本語指導を行っている。
	33ヶ月	9才 ～ 11才	週1回、日本語指導員（スペイン語）による国語の学習などの補充指導を取り出し指導で行っている。
	30ヶ月	12才 ～ 14才	日本語指導は終わっているので、各教科学習の補助及び補助教材を提示している。漢字の読み書きを中心に指導している。
	40ヶ月	14才 ～ 17才	日本語指導は終わっているので、各教科学習の補助及び補助教材を提示している。漢字の読み書きを中心に指導している。
	76ヶ月	9才 ～ 15才	日本語指導は終わっているので、各教科学習の補助及び補助教材を提示している。漢字の読み書きを中心に指導している。
日常会話 が可能	6ヶ月	8才	週3回、日本語指導員（韓国語）による日本語指導と専任教員による取り出し指導を行っている。
	6ヶ月	10才	週3回、日本語指導員（韓国語）による日本語指導と専任教員による取り出し指導を行っている。
	13ヶ月	11才 ～ 12才	週2回、日本語指導員（中国語）による取り出し指導を行っている。家族と本人の適応指導を専任教員と日本語指導員の協力で行っている。
	14ヶ月	12才 ～ 13才	週2回、日本語指導員（中国語）による取り出し指導を行っている。
	7ヶ月	12才	週3回、国庫非常勤講師による日本語指導と専任教員による適応指導を行っている。
日常会話 も困難	2ヶ月	10才	週3回、日本語指導員（中国語）による取り出し指導と毎日専任教員による日本語指導を行っている。また、来日して間もないので、簡単な日本語の日常会話や適応指導を専任と指導教員との協力で行っている。
	4ヶ月	11才	週3回、日本語指導員（中国語）による取り出し指導と毎日専任教員が日本語指導を行っている。また、専任教員と日本語指導員とによる適応指導を行っている。
	4ヶ月	11才	週3回、日本語指導員（中国語）による取り出し指導と毎日専任教員が日本語指導を行っている。また、専任教員と日本語指導員とによる適応指導を行っている。
	9ヶ月	14才	国語、社会科の授業は取り出しによる個別指導をしている。小学校の算数、国語（小1～小4）を中心に読み、意味について学習をさせている。新聞、テレビ等を活用して指導を行っている。
	12ヶ月	14才	国語、社会科の授業は取り出しによる個別指導をしている。小学校の算数、国語（小1～小4）を中心に読み、意味について学習をさせている。新聞、テレビ等を活用して

指導を行っている。

平成16年度の具体的な取り組みとその成果について

1. 研究趣旨を達成するために実施した活動及びその成果

「異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力を育成する国際理解教育の推進」

- (1) 言語、風俗、習慣等異質な文化環境のもとで生活してきた帰国・外国人児童生徒が、日本語を習得するとともに、意欲的で楽しい学校生活を送ることができ、学習への意欲をもつことができるような具体的な手だてについての実践研究を行ってきた。

JSLカリキュラム北九州版の作成

センター校を中心とした相談体制の充実

日本語指導員と専任教員が連携した日本語指導を含む適応指導の具体化

帰国・外国人児童生徒が交流する「ふれあい国際交流教室」の充実

管理職や教員を対象とした研修の充実と意識の高揚を図る広報活動の充実

- (2) 日本人児童生徒が、帰国・外国人児童生徒との交流を通じて異文化に接することによって、その違いやよさを感じ、互いを認め合い共に生きようとするための具体的な手だてについての実践研究を行う。

帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の授業実践の公開

「総合的な学習の時間」及び各教科、領域における、地域の外国人を活用した国際理解の資質や能力を育てる学習活動の充実

帰国・外国人児童生徒と他の児童生徒が、お互いのよさを実感できる学習活動の工夫

2. 本事業担当教員の国際化推進地域内の教育体制における役割及び活動状況

本市では、加配教員は、センター校の日本語指導専任教員として配置され、他のセンター校の専任教員とともに連絡協議会をリードしている。

主な仕事内容

- ・ 帰国・外国人児童生徒等在籍者状況調査の集計
- ・ 日本語指導を必要とする児童生徒の実態把握（転入生も含む）
- ・ 日本語指導員の派遣に関する情報提供
- ・ 適応指導、日本語指導に関する学校訪問（日本語指導員とともに適宜巡回）
- ・ 連絡協議会が実施する各種事業の計画立案とその推進
- ・ 文部科学省講習会への参加や先進地域への視察
- ・ 推進協議会の予算の執行
- ・ 国際理解教育管理職講習会の運営・補助

3. 本事業担当教員以外（民間企業、地域の団体、人材等）の活用状況

本市では、すでに受入体制の充実を図るため日本語指導員を派遣している。よって、その日本語指導員が、カウンセラーとして教育相談も行っているため、カウンセラーは派遣していない。

本市では、受入体制の充実を図るため7名の日本語指導員を派遣している。

（指導員A：派遣回数200回、B：派遣回数350回、C：派遣回数350回、D：派遣回数350回、E：派遣回数40回、F：派遣回数50回、G：派遣回数20回、H：派遣回数50回、I：派遣回数10回、J：派遣回数100回）

日本語指導の必要な外国人児童生徒等が転入してきた場合、区役所、教育委員会学校教育部、センター校が連携し、相談活動を行うとともに、必要に応じて日本語指導員を派遣し、日本語指導を行ってきた。

派遣先の学校、外国人児童や保護者からの評判がよく、日本語が全くしゃべれない児童も3ヶ月から半年でほぼ生活言語が習得でき、学校への適応がスムーズに行われるようになっている。

（財）北九州国際交流協会を中心に多くの外国人ボランティアが登録されており、さまざまな言語に対応できるなど受入に関する協力体制は整っている。また、本市には、21名のALT

もあり、土曜日等の授業がない日には進んでさまざまな活動に参加してくれている。

4. 3で活用した企業、団体、人材等の概要

- ・ 日本語指導員（市費4人、国費4人：巡回指導）
- ・ 北九州大学（日本語教室教授：指導法についての講義、学生：ボランティアとして日本語指導や教科指導のサポート）
- ・ E I I（教育科学研究所：日本語指導法やカリキュラムについての講義、研修生による日本語指導等）
- ・ 北九州国際交流協会（サポーター募集：母語による教科支援や適応相談）
- ・ J I C A九州国際センター（「ふれあい国際交流教室」閉級式での協力）

5. その他特筆すべき平成16年度の実績及びその成果と課題

帰国・外国人児童生徒の受入、相談体制の整備

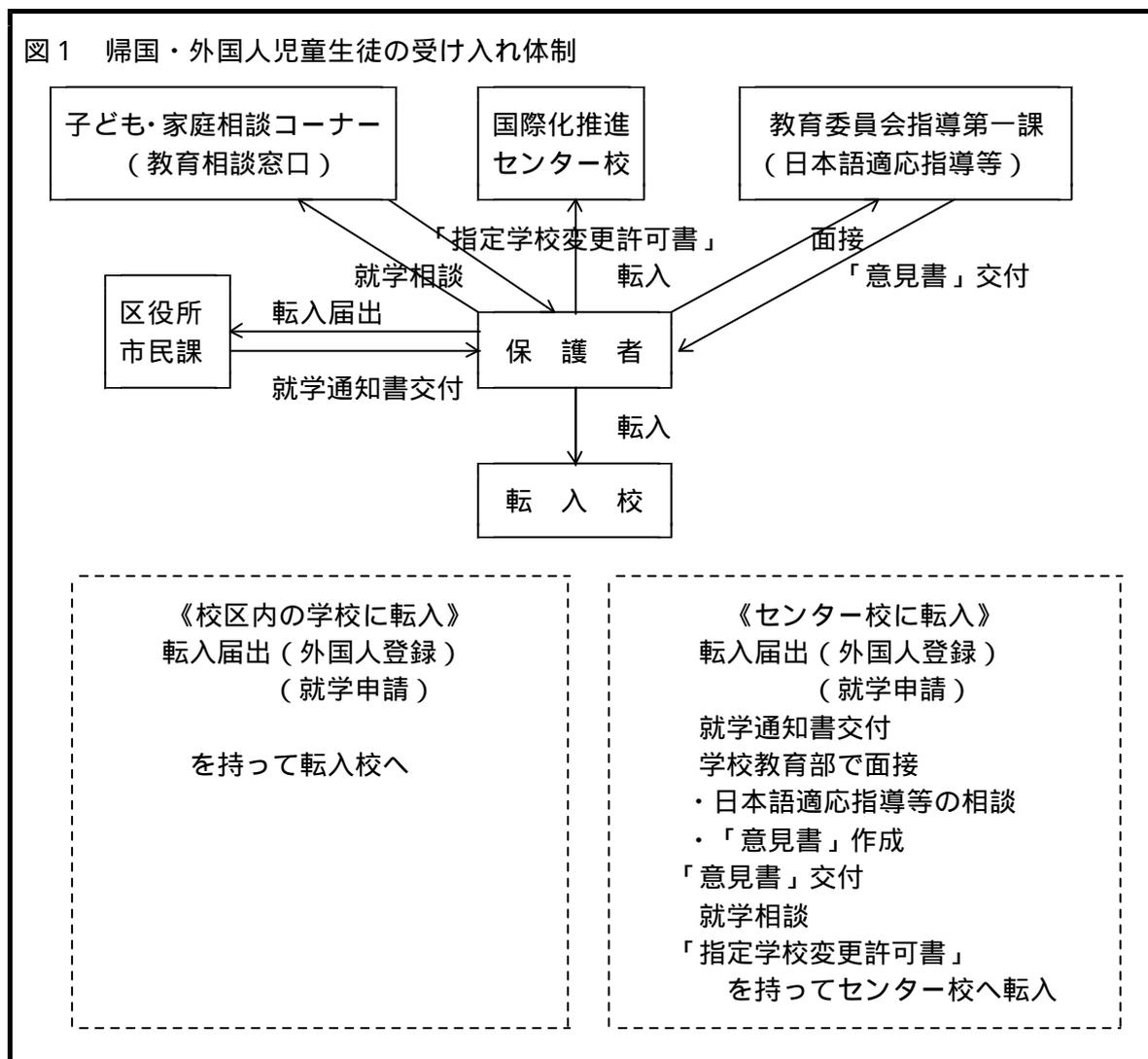


図1のような帰国・外国人児童生徒の受け入れ体制を整備し、区役所市民課、区役所保健福祉局子ども・家庭相談コーナー、教育委員会学事課就学担当、指導第一課、センター校が連携し、帰国あるいは来日した児童生徒の実態に応じて、適応指導、日本語指導等を考慮し、スムーズに受け入れられるように体制づくりを行った。

また、日本語指導が必要な児童生徒については、センター校への通学ができるようにするとともに、センター校以外の学校へ転入する場合でも、日本語指導員を派遣し、日本語指導の向上に努めた。

さらに、センター校の専任教員がその学校を訪問し適応指導についての相談にのったり、必要な日本語指導の資料等の提供を行った。

6. 平成16年度の成果と課題に基づく今後の課題

(1) 日本語指導員派遣の充実

受入体制の充実を図るため日本語指導員（市嘱託職員）を4名派遣する。
国費より必要に応じて非常勤講師を派遣する。

(2) 関係機関との協力関係体制の充実

（財）北九州国際交流協会を中心にボランティア登録されている外国人を派遣する。
本市JETのALT21名に、「ふれあい国際交流教室」に参加要請する。

(3) 実践研究成果の普及

研究発表会開催（平成17年11月22日(火)センター校）

北九州市国際化推進地域連絡協議会での事業説明、情報交換。

JSLカリキュラム北九州版の作成。北九州市学校案内（英語版・中国語版）、保健
関係事務文書対訳集（中国語版・英語版）、帰国・外国人児童生徒受入マニュアル、帰
国・外国人児童生徒教育連絡協議会報告書等の成果物を各学校で活用する。